

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和4年10月13日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

学しゅうしょうがいがあります。さっきよめたかん字がきゅうによめなくなったりします。計さんがにがてで、かけざんもまだおぼえられていません。むずかしいことばかりかいかできなくてこまったりします。仕事についても、やめさせたいみたいなかんじをうけてきて、とても生きずらさを感じます。自分にあつたしごとをしたく、りかいしてくれる方たちがいるしょくばではたらかきたいと思っています。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年5月17日	諮問
令和5年7月19日	審議（第80回第3部会）
令和5年8月22日	審議（第81回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により都が設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定

次に、心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 知能測定値

改訂版鈴木ビネー知能検査による知能指数はIQ79と判定されており、これは個別判定基準表における「4度（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）」を上回っていることから「非該当」と判定されている。

イ 知的能力

請求人は、言葉での説明は、思っていることと適切な語彙が結び付きにくく、内容不十分なことがあったが、視覚イメージを活用する問題では、難易度の高い13歳級以降の問題に

複数合格できており、得意な領域であることがうかがえる。

成育歴においては、小学校と中学校の成績表は1が多いものの、注意欠如多動性障害等の特性による影響が考えられ、小学校、中学校を通じて支援学級を勧められたことはなかった。

生活状況については、一般就労を継続した職歴の中で、5年間のアルバイト中、毎年契約社員として働くよう打診されており、6年目で契約社員となったことを聴取している。さらに、同居する娘のことも含めて家事を一通り行えている生活状況もあり、明らかな知的な遅れがあるとは考えにくい。

以上のことから、発達期から現在にかけて、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にはないとして、知的能力は「非該当」と判定されている。

ウ 職業能力

請求人は中学卒業後、パートやアルバイト就労を転々としていたが、最長で8年間、倉庫でのピッキングや伝票貼り等の業務に従事していた。当該業務は腰椎椎間板ヘルニアを患ったことにより退職したが、上記イで述べたとおり毎年契約社員になることを勧められ、勤務6年目でアルバイト就労から契約社員になった。そのことから、就労中は、組織の業務単位として軽易な作業以上の業務を行える能力を有していたと考えられる。一方で、判定時には、請求人は、精神障害者保健福祉手帳による障害者就労を検討していた。

以上のことから、現状では、個別判定基準表における「4度（単純作業は可能であるが、時に助言等が必要）」に相当すると判定されている。

エ 社会性

心理学的判定においては、視線は自然に合い、親和性もあり、礼節も十分に感じられた。医学的判定においても、質問に対しては丁寧に答え、年齢相応の風貌の穏やかな女性であることが観察された。また、日常生活では少ないながらも友人がおり、友人の一人に相談したことを機に、自ら支援機関に繋がったといった経過もあった。

以上のことから、社会生活を営む上で、適宜周囲が環境を整えたり、助言をしたりすることが必要な状態とは考えられず、

また、自ら周囲に相談できているとして「非該当」と判定されている。

オ 意思疎通

請求人からは、分からない漢字や難しい内容の文章があると母に尋ねる旨を聴取している。また、上記イで述べたとおり、言葉での説明になると、請求人の思っていることと適切な語彙が結び付きにくく、内容不十分なことがあった。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能）」に相当すると判定されている。

カ 身体的健康

内服治療は行っていないものの、請求人は判定時、血尿と腎臓結石のため通院していた。また過去には腰椎椎間板ヘルニアを患った経過もあった。

以上のことから、個別判定基準表における「3度（特別の注意が必要）」に相当すると判定されている。

キ 日常行動

請求人は令和3年10月に精神科を初診し、「ADHD」「社会不安障害」の診断を受けた。不安なことがあると、腹痛や不眠症状が出現することはあるものの、易怒性は、ストラテラ（ADHD治療剤）を内服することで改善したことを聴取している。

以上のことから、「4度（日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない）」に相当すると判定されている。

ク 基本的生活

請求人は、日常生活動作は一人で行うことができ、同居する娘の家事も含めて、一通り行っている。医学的判定においても、ADLは自立していると判断されている。

以上のことから、身辺生活の処理について、助言や配慮が必要な状態とは考えられないとして「非該当」と判定されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち、「3度」は1項目（身体的健康）、「4度」は3項目（職業能力、意思疎通及び日常行動）、「非該当」は4項目（知能測

定値、知的能力、社会性及び基本的生活)と判定されている。

ただし、プロフィール欄において「3度」や「4度」に該当すると判定された項目については、判定会議において、発達特性や精神症状等に因るものと考えられるとされている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「注意欠如多動性障害 愛の手帳は非該当」と、心理学的所見欄には「CA51 MA12:8 IQ79 (鈴木ビネー改訂版)、検査実施日:9月2日」と、社会診断所見欄には「発達特性や精神症状等による生活上の困難さは認められるが、愛の手帳による支援の対象とは認められない。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合すると、本件判定書のプロフィール欄においては、知的障害の程度が処遇上「中度」に相当する「3度」や、「軽度」に相当する「4度」に該当すると判定された項目があるものの、これらは発達特性や精神症状等に起因するものと考えられ、知的障害に起因するものとは認められない。

そうすると、請求人は発達期(18歳未満)から現在まで、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあるとは認められず、総合判定基準表(別紙1)における「1度(最重度)」から「4度(軽度)」までの各度数及び「程度不明」のいずれにも当たらないから、「非該当」と判定するのが相当である。

したがって、本件処分には、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、前記第3のことから、本件処分が違法又は不当である旨主張している。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1 及び別紙2 (略)